

# 認可地縁団体 ハンドブック



出雲市総合政策部自治振興課

# 目 次

◆認可地縁団体とは . . . . . P1

◆設立までの流れ . . . . . P2

◆認可に必要な書類 . . . . . P3

◆認可について . . . . . P4

◆認可後の手続き等について . . . . . P5

◆変更の届出 . . . . . P6

◆認可地縁団体が所有する  
不動産に係る登記の特例 . . . . . P7

◆様式集【記入例】 . . . . . P9

## ◆認可地縁団体とは

### 地縁による団体

地縁による団体とは、自治会や町内会等、区域に住所を有することのみを所属条件とする団体です。

地方自治法第260条の2第1項に「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と規定されています。

#### ※地縁団体に該当しないもの

活動内容がスポーツ活動、芸術活動等、特定分野のみである団体や、婦人部や老人会等の性別、年齢によって所属条件が定まっている団体は地縁団体とは認められません。

### 認可地縁団体とは

自治会等の地縁による団体は、不動産等の資産を団体名義で登記することができず、所有する資産を、代表者個人や会員の共有という形で不動産の登記を行うこととなり、資産管理の点で問題がありました。

こうした問題に対処するために平成3年に地方自治法の一部が改正され、自治会等が一定の要件を満たすことによって法人としての認可を受け、法人格を得ることにより、団体名義で不動産登記等を行うことができるようになりました。

### 認可の要件

- 地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること
- 自治会等の区域が明確に定められていること
- その区域に住所を有する全ての個人が会員となることができ、その相当数の住民が会員になっていること

※年齢、性別等を問わず区域に住所を有する個人すべてという意味です。

これに反するような構成員の加入資格等を規約に定めることは認められません。

# ◆ 設立までの流れ

## 1. 事前準備

- 団体内での方向性の確定
- 団体の区域及び団体名義にする資産の調査
- 書類の作成等を自治振興課に相談

## 2. 総会の開催

### 【審議事項】

### 《作成資料》

- |               |       |              |
|---------------|-------|--------------|
| ① 規約の承認       | ..... | ▶ 規約         |
| ② 認可申請することの議決 | ..... | ▶ 議事録        |
| ③ 代表者選出       | ..... | ▶ 代表者の就任承諾書  |
| ④ 構成員の確定      | ..... | ▶ 構成員名簿      |
| ⑤ 資産等の確定      | ..... | ▶ 保有（予定）資産目録 |

## 3. 申請

### 【提出書類】

- ① 認可申請書 ② 規約 ③ 議事録 ④ 構成員名簿
- ⑤ 保有（予定）資産目録 ⑥ 事業活動報告書 ⑦ 区域図
- ⑧ 代表者就任承諾書 ⑨ 証明書

## 4. 審査

出雲市役所  
自治振興課

認可要件、提出書類等を市で審査し、認可又は不認可の決定を行います。

## 5. 認可・告示

市の認可により法人格を取得します

次の項目が告示されます。

- 名称 ● 規約に定める目的 ● 区域 ● 事務所の所在地
- 代表者の氏名及び住所
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- 代理人の有無 ● 規約に解散の自由を定めたときは、その事由
- 認可年月日

法人設立の報告 資産の登記・登録

## ◆認可に必要な書類

総会において認可を申請する旨の決定を行った上で、次の申請書類を代表者が市（自治振興課）に提出することになります。

### ◆認可申請書【記入例 P9】

- 代表者の押印は不要です。
- 認可申請書を提出する年月日を、申請年月日として記載してください。

### ◆規約【規約例 P10】

次の8つの事項は、必ず規約に定める必要があります。

必要項目	内 容
目的	良好な地域社会の維持・形成のための地域的な共同活動の具体的な内容。（住民相互の連絡、環境整備、集会施設の管理など）
名称	団体の正式名称。
区域	客観的に明確であること。 町、字、地番、住居表示番号で表示されることが望ましい。
事務所の所在地	団体の所在地。町、字、地番、住居表示番号により定めるほか、「代表者の自宅に置く」等の記載も可能。
構成員の資格に関する事項	区域に住むすべての個人が加入可能であり、区域以外の加入条件を定めることはできない。
代表者に関する事項	代表者一人を設置すること及びその職務。
会議に関する事項	会議の種類、招集方法、議決方法及び議決事項。 構成員の表決権は平等であること。
資産に関する事項	保有資産の構成、管理、取得及び処分の方法。

### ◆議事録の写し【議事録例 P15】

認可を申請する旨を決定した地縁による団体の総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名のあるものがが必要です。

### ◆構成員名簿【名簿例 P18】

構成員全員の氏名、住所を記載したものがが必要です。区域に住所を有する個人であれば年齢、性別等を問いませんので、構成員である場合には、子どもの名前なども記載する必要があります。

※自治会等区域総人口の過半数が加入していることが必要

### **◆保有資産又は保有予定資産目録 【記入例 P19、20】**

申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にとっては保有資産目録、申請時には不動産又は不動産に関する権利等を保有しておらず、将来これらを保有することを予定している団体にとっては保有予定資産目録を記載する必要があります。

保有予定資産の「取得予定時期」は、認可申請年月日から数カ月以内とすべきです。

### **◆良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類 【記入例 P21】**

前年度の事業活動報告の書類で、具体的な活動内容が分かるもの。

### **◆承諾書 【記入例 P17】**

申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで、本人の署名、のあるものが必要です。

### **◆証明書 【記入例 P22】**

認可申請書に添付した書類の写しが原本と相違ないことを代表者が証明するものです。

### **◆区域図**

具体的な区域を図面上で示してください。その際、規約に示された区域と一致しなければなりません。図面には地番等を示し、区域が特定できるように注意してください。

## **◆認可について**

申請書類を提出後、市において書類を確認し、認可要件に該当するかの審査を行います。要件に該当すると認められる場合には市長の認可が行われ、団体は法人格を取得します。

また、認可された場合、次の事項が告示されます。

告示をもって地縁による団体は、法人となったこと及び告示事項を第三者に對抗できることとなります。

#### **【告示事項】**

- 名称 ●規約に定める目的 ●区域 ●主たる事務所
- 代表者の氏名及び住所
- 裁判所による代用者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- 代理人の有無 ●規約に解散の事項を定めたときはその事由 ●認可年月日

## ◆認可後の手続き等について

### 法人設立の報告

設立した日から1か月以内に、島根県知事に法人を設立した旨の報告が必要です。詳細につきましては下記の連絡先にお問い合わせください

連絡先：島根県東部県民センター課税部法人課税課

TEL 0852-32-5621

### 認可地縁団体の税制上の取扱い

認可された自治会等には、法人税や消費税、その他税に関する法令の規定が適用されますが、収益事業を行わない限り、各種の税金は減免の対象となります。

主な税目は以下のとおりです。

税の種類		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割 課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	従来どおりの課税	従来どおりの課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

### 資産の登記・登録

法人格を取得することにより、不動産等の登記を団体名で行うことができるようになります。登記等につきましては、法務局へお問い合わせください。

登記申請時に添付する書類として、認可を行った市町村が作成する「地縁団体台帳の写し」による証明書が必要となります。この書類が法人格取得後の団体の住所証明書及び代表者の資格証明書となります。

連絡先：松江地方法務局 出雲支局 TEL 0853-21-0721

## 印鑑登録について

認可後、認可地縁団体の代表者が、認可地縁団体印鑑登録申請書に必要事項を記入し、申請することで印鑑登録することができます。なお、申請には認可地縁団体の代表者の実印が必要です。

### 【印鑑登録に必要なもの】

#### ◆認可地縁団体印鑑登録申請書

申請書には代表者が印鑑登録している実印を押してください

#### ◆登録したい団体の印

#### ◆本人確認できるもの（運転免許証、保険証など）

## 証明書の発行申請について

	窓口	手数料	必要な物
印鑑証明発行	市民課	300円 (1件)	団体の印鑑 本人確認できるもの (運転免許証、保険証等)
証明書 (台帳の写しの発行)			印鑑

連絡先：出雲市役所 市民課 TEL 0853-21-2315

## **◆変更の届出**

### 告示事項の変更届出

総会等により、告示事項に変更があった場合は届出が必要です。

なお、告示事項とは以下のものです。

- 名称 ●規約に定める目的 ●区域 ●主たる事務所
- 代表者の氏名及び住所
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合はその氏名及び住所）
- 代理人の有無 ●規約に解散の事由を定めたときはその事由 ●認可年月日



## 【提出書類】

◆告示事項変更届出書 【記入例 P23】

◆議事録 【議事録例 P24】

◆代表者の変更の場合は、新代表者の承諾書 【記入例 P25】

## 規約変更届出

総会等により規約に変更があった場合は、届出が必要です。

## 【提出書類】

◆規約変更認可届出書 【記入例 P26】

◆規約変更の内容及び理由 【記入例 P27】

◆議事録 【議事録例 P28】

◆変更後の規約

◆規約の変更が告示事項に係る場合は、告示事項変更届出書

※前述の告示事項変更届出を参照

## **◆認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例**

### 特例制度について

認可地縁団体に名義変更をしようとした不動産が、すでに亡くなっている人又は所在不明の人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。

平成27年4月1日、地方自治法が改正され、申請要件を満たしている場合、申請書類及び申請要件の疎明資料を提出し、市の公告（3か月以上）を経ることで、認可地縁団体に所有者の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

### 申請要件

次の要件を満たしている必要があります。

- ① 不動産を所有していること
- ② 不動産を10年以上所有の意思を持って平穩かつ公然と占有していること

- ③不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人のすべてが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であったものであること
- ④不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部または一部の所在が知れないこと

## **届出に必要な書類**

### **◆所有不動産の登記移転等に係る公告申請書【記入例 P29】**

### **◆所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書**

### **◆認可申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録**

※当該書類に当該不動産の記載がない場合は、当該不動産の所有に係る事項について議決した総会の議事録を添付すること。

### **◆認可地縁団体台帳の写し**

### **◆特例を受けるための要件②を疎明するための資料**

- ・申請現在と10年以上前の「公共料金の支払領収書」「閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本」「旧土地台帳の写し」「固定資産税の納税証明書」「固定資産課税台帳の記載事項証明書」等

### **◆特例を受けるための要件③を疎明するための資料**

- ・「認可地縁団体の構成員名簿」等

### **◆特例を受けるための要件④を疎明するための資料**

- ・当該登記関係者の戸籍の附票の最終住所地での住民票及び住民票の除票が存在しないことを証明した書類
  - ・当該登記関係者の戸籍の附票の最終住所地に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であったことを証明する書類
  - ・所在が判明している登記関係者からの、特例制度の申請を行うことに関する同意書
- ※「戸籍の附票の最終住所地」が確定できない場合は、「登記記録上の住所地」のものを提出してください。
- ・登記関係者のうち相続が発生している場合は、その相続人が確認できる戸籍書類及び相続関係図

## ◆様式【記入例】

実際の申請書提出日を記入

令和3年4月1日

出雲市長様

認可を受けようとする地縁による団体

の名称及び主たる事務所の所在地

名称 **いずも町内会**

所在地 **出雲市平成町1番地**

代表者の氏名及び住所

氏名 **出雲太郎**

住所 **出雲市平成町1番地**

# 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産または不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1. 規約
2. 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 保有資産目録または保有予定資産目録
5. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
6. 申請者が代表者であることを証する書類

# いずも町内会規約（例）

## 第1章 総 則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) スポーツ大会やレクリエーション等への参加
- (5) 区域内住民相互の懇親会
- (6) その他目的を達成するために必要な活動

（名称）

第2条 本会は、いずも町内会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、出雲市〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで、〇〇番地及び〇〇番地までの区域とする。

（事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、出雲市〇〇町〇〇番地 〇〇集会所内（又は代表者の自宅）に置く。

## 第2章 会 員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員が納入する会費は、総会において別に定める。

（入退会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会をしようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んでは  
ならない。

3 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

4 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

## 第3章 役 員

（役員の種別）

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人

- (2) 副会長 2人
- (3) 会計担当 1人
- (4) 書記担当 1人
- (5) 監事 2人

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長、会計担当及び書記担当は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 会計担当は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 書記担当は、会務を記録する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
- (2) 会長、副会長、会計担当及び書記担当の業務執行の状況を監査すること
- (3) 会計及び資産の状況または業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

(役員任期)

第11条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

#### 第4章 総会

(総会種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第14条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第15条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 第10条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき

(総会招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第18条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第20条 会員は、総会において各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第21条 止むを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、第18条及び第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(前条の規定による会員を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名者の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者2人以上が署名をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第24条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第25条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第27条 役員会には、第18条、第19条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と、それぞれ読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第30条 本会の資産で第28条第1号に掲げるものを処分し、または担保に供するときは、総会において総会員の4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決を経ていないときは、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第35条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の承認を得、かつ、出雲市長の認可を受けなければ変更することができない。

### (解散)

第36条 本会は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散するときは、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

### (残余財産の処分)

第37条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

### (備付け帳簿及び書類)

第38条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

### (委任)

第39条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附則

- 1 この規約は、令和〇年4月1日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の役員任期は、第11条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年3月31日までとする。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第34条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年3月31日までとする。



# いずも町内会臨時総会 議事録

総会には、各世帯から1名の方が出席されているケースが多いと思いますが、法的には、その方は他の世帯員から委任されて世帯の代表として出席されているものであり、従って委任している方も出席者とみなされます。

1. 開催日時 令和3年3月29日（日）午後8時
2. 開催場所 出雲市平成町6番地 いずも町内会集会所
3. 出席者数 町内会員100人中、出席者100名（内75名委任状）
4. 審議事項 第1号議案 地縁による団体の認可申請の可否について  
第2号議案 地縁による団体の名称について  
第3号議案 地縁による団体の代表者の選任について  
第4号議案 地縁による団体の区域の決定について  
第5号議案 地縁による団体の規約の決定について  
第6号議案 地縁による団体の構成員の確定について  
第7号議案 地縁による団体の保有資産及び保有予定資産の確定について
5. 議事録署名者 出雲市平成町4番地 神戸川四郎  
出雲市平成町5番地 北山五郎
6. 議長 町内会長 斐伊川次郎
7. 審議の結果 付議した第1号議案から第7号議案について、全会一致で下記のとおり可決した。

第1号議案：地縁による団体の認可申請の可否について  
認可申請する。

第2号議案：地縁による団体の名称について  
いずも町内会と称する。

第3号議案：地縁による団体の代表者の選任について  
いずも町内会の代表者（会長）に、出雲太郎氏を選出する。

第4号議案：地縁による団体の区域の決定について  
別添認可申請書（案）のとおりとする。

第5号議案：地縁による団体の規約の決定について  
別添認可申請書（案）のとおりとする。

第6号議案：地縁による団体の構成員の確定について  
別添認可申請書（案）のとおりとする。

第7号議案：地縁による団体の保有資産及び保有予定資産の確定について  
別添認可申請書（案）のとおりとする。

上記を証するため、署名する。

令和3年3月29日

議 長 斐伊川次郎

議事録署名者 神戸川四郎

議事録署名者 北山 五郎

手書きで!

# 承 諾 書

令和3年3月29日に開催されたいずも町内会総会において、地縁による団体であるいずも町内会代表者として選出されました。

ついては、選出により代表者となることを承諾します。

令和3年3月29日

同じ日付にしてください。

出雲市平成町1番地

出雲太郎

手書きで！

※構成員とは、区域に住所を有する個人であれば、年齢、性別等を問わない。

# 構 成 員 名 簿

団体の名称 いずも町内会

No	住 所	氏 名	No	住 所	氏 名
1	出雲市平成町1番地	出雲太郎	22	.....	.....
2	”	出雲〇〇	23	.....	.....
3	”	出雲△△	24	.....	.....
4	”	出雲□□	25	.....	.....
5	出雲市平成町2番地	斐伊川次郎		.....	.....
6	”	斐伊川〇〇		.....	.....
7	”	斐伊川△△		.....	.....
8	出雲市平成町3番地	高瀬川三郎		.....	.....
9	”	高瀬川〇〇		.....	.....
10	”	高瀬川△△		.....	.....
11	”	高瀬川□□		.....	.....
12	”	高瀬川◇◇		.....	.....
13	.....	.....		.....	.....
14	.....	.....	95	.....	.....
15	.....	.....	96	.....	.....
16	.....	.....	97	.....	.....
17	.....	.....	98		
18	.....	.....	99		
19	.....	.....	100		
20	.....	.....	合計 100人		
21	.....	.....			

現在保有している資産を記入

# 保有資産目録

団体の名称 いずも町内会

令和3年3月31日現在

## 1. 不動産

所有権を有する不動産

### ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

### イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	600 m <sup>2</sup>	出雲市平成町10番地

## 2. 不動産に関する権利等

### (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

### (2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

これから保有予定の資産を記入

# 保有予定資産目録

団体の名称 いずも町内会

令和3年3月31日現在

## 1. 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建物	令和2年5月1日	新築	出雲市平成町10番地

## 2. 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

# いずも町内会

## 令和2年度事業活動報告書

※地縁団体として、現にその活動を行っているとは認められる書類として提出が必要。

令和3年3月31日

月日	事業活動名	場 所	人 数	内容その他
4/28	定例会	平成公民館	12	平成7年度事業報告と決算報告、平成8年度事業計画と予算
5/ 6	出雲桜公園の清掃	出雲桜公園	16	行楽による公園のごみ拾い、ベンチや遊具の拭き掃除 等
6/12	地区バレーボール大会	平成体育館	8	大会参加 男性2回戦、女性優勝
7/23	子どもを見守る会	高瀬川 宅	6	夏休み子供の生活安全について(夜間パトロール等)
8/ 7	たなばた会	北山 宅	19	大人9人、子供10人、そうめんながし、金魚すくい、花火
8/14	地区盆踊り大会	平成中グラウンド	10	大会参加 会場役員4人 踊り6人
9/17	地区運動会と慰労会	平成中グラウンド	29	1人1種目以上参加、慰労会全員、成績 第3位
10/12	親子ふれあいの会	平成の里	19	乗用車7台分乗 平成の里ハイキング、家族宝探しゲーム
10/19	平成川清掃	平成川	12	年1回の川清掃 汚泥処理、草刈り、ごみ拾い
12/17	クリスマス会	南山 宅	17	親子参加 料理各家族持ち寄り、サンタクロース：町内会長
1/ 7	新年会	北山 宅	12	年始あいさつ会
1/15	とんど祭	町内沖田圃	25	準備：若者会 神事：平成神社 午後5時着火
2/11	夫婦料理教室	平成公民館	16	講師：神西周子 テーマ：夫婦の愛情で作る簡単家庭料理
3/8,9	町内親睦旅行	庵治温泉	15	マイクロバスレンタル 西条稲荷～瀬戸大橋～庵治温泉
3/28	定例会	北山 宅	12	集金、選考委員報告と新役員の選出、本年度事業の反省と要望

# 証 明 書

令和3年4月1日付けで提出した認可申請書に係る添付書類は、原本と相違ないことを証明します。

令和3年4月1日

同じ日付にしてください。

認可を受けようとする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **いずも町内会**

所在地 **出雲市平成町1番地**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **出 雲 太 郎**

住 所 **出雲市平成町1番地**

手書きで！



変更の年月日以降の  
実際の申請書提出日を記入

令和3年 4月 2日

出雲市長様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 **いずも町内会**

所在地 **出雲市平成町6番地**

代表者の氏名及び住所

新代表者

氏名 **出雲 太郎**

住所 **出雲市平成町1番地**

## 告示事項変更届出書

下記事項について変更がありましたので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

### 1. 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名「**斐伊川 次郎**」を「**出雲 太郎**」に改める。

代表者の住所「**出雲市平成町2番地**」を「**出雲市平成町1番地**」に改める。

事務所の住所「**出雲市平成町2番地**」を「**出雲市平成町1番地**」に改める。

### 2. 変更の年月日

令和3年 4月 1日

### 3. 変更の理由

任期満了に伴う役員交代のため。

※添付書類

- ・承諾書
- ・告示事項変更内容を総会で決議したことを証する書類（議事録の写し）

## いずも町内会 定期総会 議事録

1. 開催日時 令和3年 3月31日(日) 18時
2. 開催場所 出雲市平成町6番地 いずも町内会集会所
3. 出席者数 町内会員100人中、出席者100名 (内75名委任状)
4. 審議事項 第1号議案 認可地縁団体の代表者変更について
5. 議事録署名者 出雲市平成町4番地 神戸川四郎  
出雲市平成町5番地 北山五郎
6. 議長 町内会長 斐伊川次郎
7. 審議の結果 付議した第1号議案について、全会一致で下記のとおり可決した。

総会には、各世帯から1名の方が出席されるケースが多いと思いますが、その方は他の世帯員から委任されて世帯の代表として出席されているものとみなし、委任している方も出席者とみなされます。

第1号議案：地縁による団体の代表者の選任について  
いずも町内会の代表者(会長)に、**出雲太郎**氏を選出する。

上記を証するため、署名する。

令和3年 3月31日

議長 斐伊川次郎

議事録署名者 神戸川四郎

議事録署名者 北山五郎

手書きで!

# 承 諾 書

令和3年 3月31日に開催された **いずも町内会** 総会において、  
地縁による団体である **いずも町内会** 代表者として選出されました。  
については、選出により代表者となることを承諾します。

令和3年 3月31日

同じ日付にしてください。

出雲市平成町1番地

出雲太郎

手書きで!

規約変更の年月日以降の  
実際の申請書提出日を記入

令和 3 年 4 月 1 日

出 雲 市 長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **いずも町内会**  
所在地 **出雲市平成町6番地**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **出雲 太郎**  
住 所 **出雲市平成町1番地**

## 規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

〇〇町内会規約の一部を変更する内容及び理由

●〇〇町内会規約の一部を次のように改正する。

改 正 案	現 行
(〇〇〇) 第〇〇条 〇〇〇〇〇〇〇〇 <u>〇〇〇〇〇〇〇〇</u> 〇〇〇〇〇。	(〇〇〇) 第〇〇条 〇〇〇〇〇〇〇〇 <u>△△△△</u> 〇〇〇 〇〇〇〇〇。
<u>(〇〇〇)</u> 第□□条 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 <u>〇〇〇〇〇。</u>	(新設)

●理由

- ・〇〇のため、今回〇〇のように修正する。
- ・〇〇のため、今回〇〇を追加する。

## いずも町内会 定期総会 議事録

1. 開催日時 令和3年 3月31日(日) 18時
2. 開催場所 出雲市平成町6番地 いずも町内会集会所
3. 出席者数 町内会員100人中、出席者100名 (内75名委任状)

4. 審議事項 第1号議案 ○○○○について  
第2号議案 ○○○○について  
・・・  
第○号議案 いずも町内会規約の変更について  
・・・

5. 議事録署名者 出雲市平成町4番地 神戸川四郎  
出雲市平成町5番地 北山五郎

6. 議長 町内会長 斐伊川次郎

7. 審議の結果 付議した第1号議案から第○号議案について、全会一致で下記のとおり可決した。

第1号議案：○○○○について

・・・

第○号議案：いずも町内会規約の変更について  
別添規約(案)のとおりとする。

上記を証するため、署名する。

令和3年 3月31日

議長 斐伊川次郎

議事録署名者 神戸川四郎

議事録署名者 北山 五郎

総会には、各世帯から1名の方が出席されるケースが多いと思いますが、その方は他の世帯員から委任されて世帯の代表として出席されているものとみなし、委任している方も出席者とみなされます。

手書きで!

令和 3年 4月 1日

出雲市長 長岡 秀人 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **いずも町内会**

所在地 **出雲市平成町6番地**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **出雲 太郎**

住 所 **出雲市平成町1番地**

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
<b>いずも集会所</b>	<b>100㎡</b>	<b>出雲市平成町10番地</b> <b>家屋番号：10番</b>

・土地

地 目	面 積	所 在 地
<b>宅 地</b>	<b>600㎡</b>	<b>出雲市平成町10番地</b>

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

①**いずも集会所** **出雲市平成町1番地** **出雲 太郎**

②**宅地** (1)**出雲市平成町1番地** **出雲 太郎**

(2)**出雲市平成町2番地** **斐伊川 次郎**

(3)**出雲市平成町8番地** **平田 八郎 (別添書類)**

1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書

2 保有資産目録又は保有予定資産目録等

3 申請者が代表者であることを証する書類

4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料